

2. 許可申請手続き

(1) 捕獲のための法令・手続き

コウモリ類の調査では、個体の捕獲が必要となる場合が多い。その理由は以下の通りである。

- 1) コウモリ類は種同定をする際にその形態の酷似性から細部の観察を必要とする場合が多く(前田, 1983)、捕獲することが必要であるため。(キクガシラコウモリ科など一部の例外を除く)
- 2) 季節的移動、コロニー内の社会構造、寿命、帰巣性、採餌域などの詳細な生態を調査する場合、捕獲して翼帯や発信機を装着する必要があるため。

コウモリ類は、他の多くの野生鳥獣と同様、行政機関から公布されている法令によって保護されており、捕獲の際には各種の法令に従って許可申請手続きを行う必要がある。以下に各法令に基づく許可申請をあげる。以下にあげたものの他、地方自治体の条例に基づく許可申請が必要な場合もあり、これについても必要に応じて許可申請手続きを行う。表Ⅱ.2.1にコウモリ類の捕獲調査時に、捕獲許可申請が必要となる法律を整理した。

① 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する許可申請

鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律(平成15年4月施行)第8条では、「全ての鳥獣および鳥獣の卵は捕獲等または採取等(採取または損傷をいう)をしてはならない(本法第80条の適用除外にある鳥獣を除く)」とされている。そのため、コウモリ類を捕獲する際には、事前に環境省および事業予定地域の各都道府県の自然保護関係の部署(自然保護課など、担当部署は各都道府県によって名称が異なる)に捕獲許可申請書を提出しなければならない。環境省への許可申請は事業予定地を管轄している各環境省自然保護事務所へ申請する。申請先の一覧は、

<http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/index.html>で入手可能である。

なお、参考として捕獲許可申請の際に事業者が注意すべき点を次項に示す。

鳥獣保護法における捕獲許可申請の際に事業者が注意すべき点

1. 捕獲対象種で申請先が異なる。

- ・環境省(2002)「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物一レッドデータブック」記載種を捕獲対象とする場合
→すべて環境省へ申請する。
- ・上記以外の種
→各都道府県の自然保護課への申請

2. 捕獲方法で申請先が異なる。

- ・かすみ網を使用する場合
→すべて環境省へ申請する
- ・上記以外の方法のみで捕獲する場合
→各都道府県の自然保護課への申請

3. 許可証の発行まで時間を要する。

申請内容にもよるが、申請から許可証の発行まで約1ヶ月以上を要する。そのため、実際に調査を実施する時期よりも早め(例えば4月以降に調査実施予定なら2~3月に申請するなどして)に申請書を提出しておく。発行された捕獲許可証(図2.1~2)は調査の際に常に携行し、その効力を失った日から30日以内に捕獲報告を明記して発行元に返納する。

様式第6号 (平10總府令31・全改、平12總府令94・一部改正)

(表面)

備 考

- 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できること。
 - 処置の概要欄には、捕獲した鳥獣に行った具体的な処置を記載すること。
 - 鳥獣捕獲報告欄の備考欄については、地域における状況を考慮して捕獲地点等記載事項を決定し、必要に応じて（ ）書きするなどその旨を明示すること。

図 II.2.1 鳥獣保護許可証（様式 6 表面）

(裏面)

図 II-22 鳥獣保護許可証（様式 6 裏面）

② 「自然環境保全法」に関する許可申請

自然環境法(1972年環境庁制定)第17条で「原生自然環境保全地域」に指定されている場所では動物の捕獲、殺傷が禁止されている。調査地が指定地域に該当する場合は、環境省に許可申請を行う。

③ 「自然公園法」に関する許可申請

自然公園法(1957年環境庁制定)第18条3の七で「特別保護地区」に指定されている場所では動物の捕獲、殺傷が禁止されている。調査地が指定地域に該当する場合は環境省に許可申請を行う。

④ 「文化財保護法」に関する許可申請

文化財保護法(1950年文化庁制定)第80条で「天然記念物に關しその現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには文化庁長官の許可をうけなければならない」としている。調査地域内で天然記念物に該当する場所、種、個体群などを調査対象とする場合は文化庁に現状変更の許可申請が必要である。申請先は各都道府県および指定都市の教育委員会が申請窓口となる。

(2) 調査地への立ち入り許可

調査地が国有林内である場合は林野庁森林管理事務所の入林許可が必要である。林野庁の各森林管理局 (<http://www.rinya.maff.go.jp/new/kanrikyoku.html>で連絡先が入手可能) から事業実施区域を管轄する各森林管理事務所への問い合わせ、立ち入り許可を申請する。また、廃屋や洞窟などが私有地である場合は土地所有者や管理者に立ち入りの目的を説明し、事前に許可を得ることも必要である。

表 II.2.1 コウモリ類の捕獲調査時に、捕獲許可申請が必要となる法律の整理

法律名	根拠となる法文	捕獲許可申請が必要となる条件			
		事業の実施場所	捕獲方法	対象種*1	問い合わせ・申請先
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律 ①	鳥獣保護および狩猟の適正化に関する法律(平成15年4月施行)第8条、「全ての鳥獸および鳥獸の卵は捕獲等または採取等(採取または損傷をいう)をしてはならない(本法第80条の適用除外にある鳥獸を除く)	全ての地域	かすみ網 カットタータッシュ ク記載種	環境省(2002)レ ジドドレッドドテ ータブック記載	事業実施区域を管轄する環境省の各自然保護事務所 http://www.sizenken.biodic. go.jp/park/index.html
自然環境保全法 ②	第17条の九で「原生自然環境保全地域」に指定されている場所では動物の捕獲、殺傷又は卵を採取し若しくは損傷する行為はしてはならない。	「原生自然環境保全地域」に指定されている場合	全ての方法	全ての種	事業実施区域を管轄する環境省の各自然保護事務所 http://www.sizenken.biodic. go.jp/park/index.html
自然公園法 ③	第18条3の七で「特別保護地区」に指定されている場所では動物の捕獲、殺傷又は卵を採取し若しくは損傷する行為はしてはならない。	「特別保護地区」に指定されている場合	全ての方法	全ての種	事業実施区域を管轄する環境省の各自然保護事務所 http://www.sizenken.biodic. go.jp/park/index.html
文化財保護法 ④	第80条で天然記念物に關しその現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁長官の許可をうけなければならない。	天然記念物に指定されている場所を調査する場合、または天然記念物指定種を捕獲する場合。	全ての方法	例) 国指定天然記念物(ダイト ウオオコウモリ、エラブオオコウモリ、オガサワラオオコウモリ)	各都道府県や指定都市の教育委員会の文化財所管課。申請書の提出先は各都道府県のおよび指定都市の教育委員会の窓口

*1: I 章の表 I.1.1 日本産翼手目(コウモリ類)一覧表を参照